

答申第 57 号
令和 7 年 8 月 8 日

高崎市教育委員会教育長 様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

別表の項番 1 から 16 の（い）欄に記載の年月日にそれぞれ諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 234 号、第 236 号、第 244 号、第 246 号、
第 254 号から第 260 号、第 263 号から第 267 号
令和元年 7 月 9 日付け（第 091-1 号）「行政文書不存在決定」
令和元年 8 月 1 日付け（第 123-1 号）「行政文書不存在決定」
令和 2 年 2 月 5 日付け（第 310-9 号）「行政文書不存在決定」
令和 2 年 5 月 20 日付け（第 043-3 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 2 月 2 日付け（第 301-18 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 2 月 2 日付け（第 301-21 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 7 月 13 日付け（第 103-11 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 2 月 2 日付け（第 300-16 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 2 月 2 日付け（第 300-18 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 2 月 2 日付け（第 300-19 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 3 月 23 日付け（第 353-12 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 11 月 25 日付け（第 231-10 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 11 月 25 日付け（第 231-11 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 12 月 1 日付け（第 241-3 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 12 月 1 日付け（第 241-4 号）「行政文書不存在決定」
令和 3 年 12 月 1 日付け（第 241-5 号）「行政文書不存在決定」
に係る審査請求

別 紙

諮問番号：諮問第 2 3 4 号、第 2 3 6 号、第 2 4 4 号、第 2 4 6 号、
第 2 5 4 号から第 2 6 0 号、第 2 6 3 号から第 2 6 7 号
答申番号：答申第 5 7 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

高崎市教育委員会教育長が行った決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番 1 から 1 6 の（う）欄に記載の年月日に高崎市情報公開条例（平成 1 4 年高崎市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、高崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番 1 から 1 6 の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件各行政文書」という。）について、別表の項番 1 から 1 6 の（か）欄に記載の年月日にそれぞれ行政文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、別表の項番 1 から 1 6 の（き）欄に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番 1 から 1 6 の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 1 6 の（け）欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 1 6 の（こ）欄に記載の年月日に反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね別表の項番1から16の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和7年1月29日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から16の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第4 審査会の判断

第234号の本件請求文書は、展示解説書に記された内容の根拠を求めているものであるが、執筆者である講師が過去に発表した論文の内容をもとにしたものであるため、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第236号の本件請求文書は、展示解説書に記された内容の根拠を求めているものであるが、執筆者である当時のかみつけの里博物館館長が展示解説書の巻頭辞として執筆したものであるため、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第244号の本件請求文書は、展示解説書に記された内容の根拠を求めているもの、及び請求人の主張する特定の文献についての検討や研究について言及、研究していない根拠を求めているものであるが、項目1及び2については、図録の作成にあたり参考とした文献等は存在するものの、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。項目3及び4については、請求人が指定する文献について高崎市教育委員会が検討を行っていないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第246号の本件請求文書は、まつりのパンフレット及びうちわの模様を採用するに至った根拠を求めているものであるが、既に存在する幕の模様とあわせたものであることは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。なお、請求人は、審査請求書において「うちわについて触れていない」とするが、決定通知書においては、共通する模様について不存在決定されているため、うちわについても触れているものと解される。

第254号の本件請求書は、請求人へあてた高崎市教育委員会からの回答文

の内容の根拠を求めているものであるが、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第255号、第256号の本件各請求書は、展示解説に記された内容の根拠を求めているものであるが、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第257号から第259号の本件各請求書は、展示や図録に掲出される言葉の意味や根拠を求めているものであるが、それぞれ一般名詞であり、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第260号の本件請求書は、展示解説書に記された内容の根拠を求めているものであるが、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第263号の本件請求書は、再現劇のパンフレットの内容の根拠を求めているものであるが、様々な研究や文献などを参考として書かれたオリジナルの脚本であり、高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

第264号から第267号の本件各請求書は、学校見学用資料の内容の根拠を求めているものであるが、特定の文書が存在しないことや高崎市教育委員会が理由を記した文書を作成していないことは明らかであり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

したがって、本件各行政文書が不存在であるとした本件各処分に違法はない。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
別表項番 1（い）欄の 各日付	諮問
令和 7 年 1 月 2 9 日	実施機関説明 調査、審議
令和 7 年 3 月 1 2 日	併合審議決定、調査、審議
令和 7 年 6 月 2 6 日	答申調整
令和 7 年 8 月 8 日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会 長	阿部 圭司
委 員	有賀 長規
委 員	猪岡 真也
委 員	本島 久仁倫
委 員	池田 貴明